

別 表 (第7条関係)

項目区分	内容区分	決 定 基 準	決 定 基 準 の 細 目	納 付 者	
1 料金過料	(1) 中止栓の無届使用	使用期間に応じて、ほ脱料金の3倍以上5倍以下	ア 使用期間が3か月未満の場合	ほ脱料金の3倍の額を徴収する	
			イ 使用期間が3か月以上6か月未満の場合	ほ脱料金の4倍の額を徴収する	
			ウ 使用期間が6か月以上の場合	ほ脱料金の5倍の額を徴収する	
	(2) メータ外から分岐しての使用	使用期間に応じて、ほ脱料金の3倍以上5倍以下	エ 使用期間が3か月未満の場合	ほ脱料金の3倍の額を徴収する	
			オ 使用期間が3か月以上6か月未満の場合	ほ脱料金の4倍の額を徴収する	
			カ 使用期間が6か月以上の場合	ほ脱料金の5倍の額を徴収する	
	(3) その他	使用期間にかかわらず、ほ脱料金の5倍ただし、5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。	キ その他悪質と認められるもの (ア) メータを逆方向へ設置したとき (イ) メータを無断で取り外して水道を使用したとき (ウ) 給水停止執行中にメータキャップ等を無断で取り外したとき (エ) 公設消火栓の不正使用 (オ) 暴行強迫等を行ったとき		
	2 工事過料	(1) 無許可又は無届による配水管穿孔	50,000円	1孔ごとに、50,000円を徴収する。	使用者又は所有者等
		(2) 加圧ポンプ（直結給水用増圧装置を除く。）と直結	50,000円	1台ごとに、50,000円を徴収する。	使用者又は所有者等
(3) 井河水その他の供給管との直結		50,000円	1件ごとに、50,000円を徴収する。	使用者又は所有者等	
(4) 残存給水管からの無届引込み		25,000円以上50,000円以下	残存管とは、腐蝕または焼跡等の残存給水管をいう。原則として、50,000円徴収する。ただし、軽易な違反と認められるものについては、25,000円まで減額することができる。	使用者又は所有者等	
(5) メータ外から分岐しての使用		25,000円以上50,000円以下	前号の例による	使用者又は所有者等	
(6) メータ外無届工事		30,000円以上50,000円以下	原則として、50,000円徴収する。ただし、軽易な違反と認められるものについては、30,000円まで減額することができる。	使用者又は所有者等	
(7) メータ内無届工事		20,000円以上50,000円以下	ア 同一メータ内で2栓以下の追加工事をした場合は、20,000円を徴収する。		
			イ 同一メータ内で2栓をこえる追加工事をした場合は、1栓ごとに5,000円を加算して徴収することとし、20,000円を限度とする。ただし、悪質な違反と認められるものについては、30,000円まで徴収することができる。		
	ウ 同一メータ内で、給水方式を変更した場合及び受水槽容量等の変更により給水装置を改造した場合は、25,000円徴収する。				
(8) 無届撤去工事	25,000円以上50,000円以下	原則として、50,000円徴収する。ただし、軽易な違反と認められるものについては、25,000円まで減額することができる。	使用者又は所有者等		
3 その他過料	(1) 中止栓の無届使用	25,000円以上50,000円以下	（中止栓に補足管、ゴムホース等を取りつけて使用する場合をいう。） 原則として、50,000円を徴収する。ただし、軽易な違反と認められるものについては、25,000円まで減額することができる。	使用者	
	(2) 虚偽の届出その他	25,000円以上50,000円以下	（配管状態、使用材料の虚偽の届出、故意のメータ逆付等をいう。）		
			ア 虚偽の届出等にあつては、悪質の程度等諸般の事情を勘案のうえ決定する。	届 出 者	
			イ 故意のメータ逆付については、50,000円を徴収する。		
(3) 私設消火栓無届使用	25,000円以上50,000円以下	原則として、50,000円徴収する。ただし、軽易な違反と認められるものについては、25,000円まで減額することができる。	使用者		

備考

- 1 料金過料は、使用者又は所有者等が違反の意思を持って中止栓を使用した場合、料金の徴収を免れるために給水装置を加修した場合及び料金の徴収を免れるために第三者に給水装置工事を施工させた場合の外、料金の徴収を免れるために暴行強迫等の不正行為を行った場合等、使用者又は所有者等の真に帰すべき客観的事実が認められる場合に徴収する。
- 2 料金過料と工事過料あるいは、料金過料とその他過料は、併科することができる。
- 3 工事過料とその他過料を併科することはできない。（重きに從つて処分する。）
- 4 過料の決定基準によりがたい場合は、お客さまサービス課長又は給水課長と協議する。
- 5 下水道過料については、「下水道過料の徴収について（昭和43年4月1日局長決）」の規定に基づき、過料を決定し、徴収する。